

認定こども園 皓台寺幼稚園 園則（運営規定）

学校法人 海雲学園

認定こども園 皓台寺幼稚園

第1条 学校法人海雲学園が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする

- (1)名称 学校法人海雲学園 認定こども園 皓台寺幼稚園
(2)所在地 長崎市寺町1番1号

(施設の目的及び運営方針)

第2条 認定こども 皓台寺幼稚園は(以下「当園」という)教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳の子どもたちに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、教育要領五領域を総合的により良き環境の下で育み、『心情・意欲・態度』の三つの柱を、十分な遊びを通じて、個々の発達段階に応じて援助していく。
- 3 特に仏教的情操並びに善良な性情を養い個々の主体性に重きをおき、逞しく伸び伸びと積極的に行動できる子ども、御仏のように美しく優しい心をもった子どもに育てるという事を理念としている。この理念のもとに、1、感謝する心1、素直な心1、受け入れる心を育て、人の立場を考えられる人に、人に好かれる人にと、情操教育に重点をおいている。
- 4 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめて、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- 5 当園は、「長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」及びその他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(学級の編成)

第3条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。

- 2 1学級の園児の数は、20人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。

(認可定員)

第4条 当園の認可定員は、75名とする。

(利用定員)

第5条 当園の利用定員は、次のとおり定める。

クラス	2歳児(満3歳児)	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定	0人	10人	10人	15人	45人
2号認定	—	2人	3人	3人	
3号認定	2人	—	—	—	

(提供する教育・保育等の内容)

第6条 当園は、長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

通常提供する教育・保育のほかに以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(第11条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。)
- (2) 子育て支援事業
- (3) 預かり保育事業
- (4) その他教育・保育に係る行事等

(保護者に対する子育て支援の内容に関する事項)

第7条 前条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成18年9月7日文科科学省・厚生労働省例第3号)第2条各項のとおりとする。

(預かり保育)

第8条 当園は、以下の利用条件に該当し保育が必要な幼児に対し、平常の教育・保育の提供を行う時間を超えて預かり保育を行う。

- (1) 就労、妊娠・出産、疾病・障害、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学(職業訓練含む)、虐待・DV等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第9条 教育・保育の実施にあたり職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用時の受け入れ状況などにより、員数が変動する場合があります。

- (1)園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。

- (2)副園長 1名

副園長は、園児を全体的に把握し、園長を補佐する。

- (3)保育教諭 若干名

保育教諭は、教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡の業務を行う。

- (4)学校医 1名

学校医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。

- (5)学校歯科医 1名

学校歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。

- (6)学校薬剤師 1名

学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24

条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(7)その他の職員 1名

事務の処理、清掃などをする

(学期)

第10条 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育の提供を行う時間)

第11条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 教育時間…9時から14時(昼食1時間を除く)を標準とする。
但し、午前保育は9時から11時30分までとする。
- (2) 保育時間…2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する時間は、次のとおりとする。
 - ① 保育標準時間認定を受けた子どもに係る時間 7時30分から18時30分までの11時間の範囲内で、教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供する。
 - ② 保育短時間認定を受けた子どもに係る保育時間は原則として、登園時間から8時間の範囲内で、教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供する。

(教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第12条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 年末年始
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

3 以下の期間及び日においては、新1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。

- (1) 夏季休業 7月下旬から8月下旬まで
- (2) 冬期休業 12月下旬から1月上旬まで
- (3) 春期休業 3月下旬から4月上旬まで
- (4) その他園長が必要と認めた日

4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

6 1号認定の子どもの教育を提供する時間は、原則として、9時から14時までの4時間とす

る（昼食時間1時間を除く）。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、7時00分から9時まで又は15時から19時00分までの範囲内で、一時預かり（預かり保育）を提供する。

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

第13条 本園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
- (2) その他の者は面接により選考し、入園させる。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。

4 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

5 退園又は休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

6 本園の利用2号認定子ども及び3号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
- (2) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

（休園、退園、転園に関する事項）

第14条 転園及び卒園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

2 園児の休園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。

3 本園の施設長または設置者は、非常変災その他急迫の事情があるとき又は感染症の予防上必要があるときは、それぞれ学校教育法施行規則（昭和22年文部省令11号）第63条又は学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に「授業を行わないことができる」又は「学校の全部又は一部の休業を行うことができる」とする。

(利用の終了に関する事項)

第 15 条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

2 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(保護者から受領する利用者負担額)

第 16 条 当園において、園児の移住する市町村が定める額に基づき、利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 当園は、特定教育・保育の質の向上を図るため、次に掲げる特定利用者負担額の支払いを受けるものとする。

入園時費用	施設整備費	入園時 1 回	40,000 円
育成会費用	育成会費	1 月当たり	1,000 円
実費費用	教材費	1 月当たり	750 円
	英語代	1 月当たり	500 円
	絵本代	1 月当たり	時価
	おもちゃの広場代	1 月当たり	300 円
	習字代 (5 歳児のみ)	1 月当たり	1,200 円
預かり保育料	7 時 30 分～9 時 00 分	30 分当たり(おやつ代別途 100 円)	100 円
	15 時～18 時 30 分		
道具類	制服 (冬)	1 枚当たり	7,000 円
	制服 (夏)		5,800 円
	制帽 (冬)	1 点当たり	3,500 円
	制帽 (夏)		3,600 円
	シューズ	1 足当たり	2,500 円
	スモッグ	1 枚当たり	4,500 円
諸道具	1 式当たり	10,000 円前後	
給食費	1 号認定(満 3 歳朝おやつ込)	1 月当たり	6,100 円(7,200 円)
	2 号認定		7,800 円
	3 号認定		保育料に含まれる
その他	冷暖房費	1 月当たり	600 円

※以上の金額は、状況により年度で価格が変動することがあります。

3 その他

必要に応じて実費購入していただく物がある。

(緊急時における対応方法)

第 17 条 当園の職員は、教育・保育の提供をおこなっている時に、子どもの病状の急変、

その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は子どもの主治医かつ保護者に連絡する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が生じた場合は、長崎市、子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第 18 条 当園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び第 4 項において「計画等」という。）を作成することとする。
- 2 当園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。
 - 3 当園は、少なくとも毎学期 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
 - 4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

- 第 19 条 職員は、いかなる場合にあって、園児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他以下の様な当該園児の心身に有害な影響を与えるいかなる行為もしてはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範疇を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) 施設を退園させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。
 - (10) 当該園児を無視すること。
- 2 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 職員は、入園児の虐待が疑われる場合には、入園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図り、関係機関、区市町村に通報するものとする。

(苦情解決体制)

- 第 20 条 本園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 本園は、苦情に関し、市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市

から指導 又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 その他苦情解決に関する事項は、別途、苦情解決に関する規程により定める。

(秘密保持)

第 21 条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 本園は、園児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合又は正当な権 限を有する警察機関等からの命令等による場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、 地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当 該支給認定子どもの保護者の同意を得て行うものとする。

3 その他秘密保持に関する事項は、別途、就業規則及び個人情報保護に関する規程により定める。

(教育・保育の質の評価)

第 22 条 本園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その 運営状況につ いて次のとおり自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必 要な措置を講じるものとする。

(1) 国の定めるガイドライン等に準拠して定期的に自己評価を行い、その結果を公表 すること。

(2) 園児の保護者その他の関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努める こと。

2 前項のほか、本園は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表する よう努めるものとする。

(記録の整備)

第 23 条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日か ら5年間保存するものとする。

(1) 教育・保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した教育・保育に係る提供記録

(3) 長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

第 1 9 条に規定する支給認定を行った市町村への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

附則

この園則は令和 3 年 4 月 1 日より実施する

この園則は令和 5 年 4 月 1 日より実施する

この園則は令和 7 年 4 月 1 日より実施する